

大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 379 号）の概要

## 1. 内容

- (1) 水銀排出施設について、水銀に関する水俣条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第8条2（b）の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。
- (2) 環境大臣又は都道府県知事は、水銀排出施設の設置者に対し、水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度等について報告徴収ができることとし、水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに関係帳簿書類について立入検査ができることとする。
- (3) 都道府県知事の権限のうち、水銀排出施設の設置等の届出受理、改善勧告等及び改善命令等、実施制限期間の短縮、報告徴収及び立入検査、適用除外対象施設に係る権限を有する行政機関の長からの通知の受理等の権限については、工場に係る事務は指定都市及び中核市の長に、工場以外に係る事務は政令第13条第1項に規定する政令市の長並びに指定都市及び中核市の長に委任することとする。

## 2. 施行期日

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）

大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	7
○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）	8

改正案	現行
<p>（特定粉じん）                      第二条の四 法第二条第八項の政令で定める物質は、石綿とする。</p> <p>（一般粉じん発生施設）                      第三条 法第二条第九項の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。</p> <p>（特定粉じん発生施設）                      第三条の二 法第二条第十項の政令で定める施設は、別表第二の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。</p> <p>（特定建築材料）                      第三条の三 法第二条第十一項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。                      一・二一（略）</p> <p>（特定粉じん排出等作業）</p>	<p>（特定粉じん）                      第二条の四 法第二条第九項の政令で定める物質は、石綿とする。</p> <p>（一般粉じん発生施設）                      第三条 法第二条第十項の政令で定める施設は、別表第二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。</p> <p>（特定粉じん発生施設）                      第三条の二 法第二条第十一項の政令で定める施設は、別表第二の二の中欄に掲げる施設であつて、その規模がそれぞれ同表の下欄に該当するものとする。</p> <p>（特定建築材料）                      第三条の三 法第二条第十二項の政令で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。                      一・二二（略）</p> <p>（特定粉じん排出等作業）</p>

第三条の四 法第二条第十一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一・二 (略)

(水銀排出施設)

第三条の五 法第十三条第十三項の政令で定める施設は、条約附属書Dに掲げる施設又は同附属書Dに掲げる工程を行う施設のうち、条約第八条2(b)の基準として環境省令で定める基準に該当するものとする。

(自動車排出ガス)

第四条 法第二条第十六項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一・五 (略)

(法第十三条第二項の政令で定める施設)

第八条 法第十三条第二項(法第十四条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、別表第一の一四の項、一五の項及び二〇の項から二六の項までに掲げる施設とし、法第十八条の十三第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、別表第二の一の項に掲げる施設とし、法第十八条の三十一第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、水銀排出施設(法第二条第十三項に規定する水銀排出施設をいう。第十二条第十項にお

第三条の四 法第二条第十二項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一・二 (略)

(新規)

(自動車排出ガス)

第四条 法第二条第十四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一・五 (略)

(法第十三条第二項の政令で定める施設)

第八条 法第十三条第二項(法第十四条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、別表第一の一四の項、一五の項及び二〇の項から二六の項までに掲げる施設とし、法第十八条の十三第三項において準用する法第十三条第二項の政令で定める施設は、別表第二の一の項に掲げる施設とする。

いて同じ。)のうち法第十八条の二十二の排出基準に適合させるために相当の期間を要する施設として環境省令で定めるものとする。

(報告及び検査)

第十二条 (略)

259 (略)

10 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、水銀排出施設を設置している者に対し、水銀排出施設の構造及び使用の方法、水銀等の処理の方法、水銀濃度並びに法第十八条の二十三第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、水銀排出施設及びその関連施設、水銀排出施設に使用する燃料及び原料並びに係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十七条第一項に規定する水銀排出施設を設置する者に対しては、法第十八条の二十九又は第二十七条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制、粉じんに関する規制及び水銀等の排出の規制に係る次に掲げる事務(工場

(報告及び検査)

第十二条 (略)

259 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務(工場に係る事務を除く。)

に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二條第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、川口市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、  
第十一条（法第十八条の十三第二項及び第十八条の  
三十一第二項において準用する場合を含む。）、第  
十二条第三項（法第十八条の十三第二項及び第十八  
条の三十一第二項において準用する場合を含む。）、  
第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項  
、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第

、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに関する事務、法第二十二條第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、川口市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、  
第十一条（法第十八条の十三第二項において準用す  
る場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の  
十三第二項において準用する場合を含む。）、第十  
八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十  
八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並  
びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による

一 項、第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項の規定による命令に関する事務

三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項及び第十八条の三十一第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第十五条第一項、第十五条の二第一項及び第十八条の二十九第一項の規定による勧告に関する事務

五〇九（略）

2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制、粉じんに関する規制及び水銀等の排出の規制に係る前項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という

届出の受理に関する事務

二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十九の規定による命令に関する事務

三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮に関する事務

四 法第十五条第一項及び第十五条の二第一項の規定による勧告に関する事務

五〇九（略）

2 前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうちばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る前項各号に掲げる事務であつて工場に係るもの並びに揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（北九州市を除く。）の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする

。が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

3  
(略)

。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

3  
(略)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		別表第三（第二条の四関係）
一	大気汚染防止法第 <b>二</b> 条第十項に規定する特 定粉じん発生施設が設置されている事業場	
二～四七 （略）		
現 行		別表第三（第二条の四関係）
一	大気汚染防止法第 <b>二</b> 条第十一項に規定する 特 <b>定</b> 粉じん発生施設が設置されている事業 場	
二～四七 （略）		

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別事業主の要件） 第十三条 法第四十七条第一項の政令で定める要件は、 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）<u>第二</u> <u>条第十項</u>に規定する特定粉じん発生施設が設置された 工場又は事業場その他石綿の使用の状況又は石綿によ る健康被害の発生の状況を把握するための調査で環境 大臣が指定するものにより石綿が使用されていたと認 められる工場又は事業場であつて、次のいずれにも該 当するもの（以下「特別事業場」という。）を有し、 又は有していたこととする。 一 三 （略）</p>	<p>（特別事業主の要件） 第十三条 法第四十七条第一項の政令で定める要件は、 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）<u>第二</u> <u>条第十一項</u>に規定する特定粉じん発生施設が設置され た工場又は事業場その他石綿の使用の状況又は石綿に よる健康被害の発生の状況を把握するための調査で環 境大臣が指定するものにより石綿が使用されていたと 認められる工場又は事業場であつて、次のいずれにも 該当するもの（以下「特別事業場」という。）を有し 、又は有していたこととする。 一 三 （略）</p>